

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (給与の減額)</p> <p>第34条 有期雇用教職員が、定められた勤務時間内において勤務しないとき(その勤務しない時間が第53条及び第54条第1項の定めにより有給の休暇として承認された場合を除く。)は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じた場合は、教職員の例に準じて計算する。 (日給 / 7.75) × (7時間45分(1日の所定勤務時間)のうち勤務しない時間数)</p> <p>(中 略) (就業の禁止)</p> <p>第69条 有期雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。<u>就業を禁止された場合は、その期間について給与を支払わない。</u></p> <p>(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者 (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者 (3) 前2号に準ずる者</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (就業の禁止)</p> <p>第61条 時間雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。<u>就業を禁止された場合は、その期間について給与を支払わない。</u></p> <p>(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者 (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者 (3) 前2号に準ずる者</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成21年6月22日施行)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第34条 有期雇用教職員が、定められた勤務時間内において勤務しないとき(その勤務しない時間が第53条及び第54条第1項の定めにより有給の休暇として承認された場合並びに第69条の定めにより就業を禁止された場合を除く。)は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じた場合は、教職員の例に準じて計算する。 (日給 / 7.75) × (7時間45分(1日の所定勤務時間)のうち勤務しない時間数)</p> <p>(就業の禁止)</p> <p>第69条 有期雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。<u>就業を禁止した場合は、その期間における所定勤務時間について給与を支給する。</u></p> <p>(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者 (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者 (3) 前2号に準ずる者</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年5月1日から適用する。</p>